

## 広島県警察本部告示第6号

下記1に掲げる場所に、広島県公安委員会が道路交通法（昭和35年法律第105号）第49条の規定により設置した、パーキング・チケットを発給するための設備で内閣府令で定める機能を有するもの（以下「パーキング・チケット発給設備」という。）により発給された下記2に掲げるパーキング・チケットについては、広島県警察関係手数料条例（平成12年広島県条例第6号）第2条の規定により、駐車1回につき発給手数料200円を徴収すべきところ、300円を徴収していた。したがって、当該パーキング・チケットの発給を受けた者に対して手数料の過納分を返還するので、速やかに下記3に掲げるものを準備の上、下記4に掲げる窓口へ申し出てください。ただし、当該パーキング・チケット発給手数料の領収書を提出されない場合は、返還に時間を要したり返還できない場合があります。

平成19年9月20日

広島県警察本部長 飯 島 久 司

### 1 パーキング・チケット発給設備の設置場所

呉市中通三丁目1番20号 株式会社福屋呉店 南側歩道上

### 2 手数料返還の対象となるパーキング・チケット

発 給 番 号	発 給 年 月 日
KURE No.005 1905560	平成19年8月13日
KURE No.005 1905561	平成19年8月13日
KURE No.005 1905562	平成19年8月14日

### 3 請求に必要なもの

上記2のパーキング・チケット発給手数料の領収書又は支払を証明するもの。

### 4 請求及び照会窓口

広島県警察本部交通部交通規制課

広島市中区基町1番4号

電話番号 (082) 228-0110 内線 705-426, 705-427